

非常勤職員（日常生活自立支援事業支援員および生活福祉資金相談員）募集内容について

令和元年 8 月 1 日現在

標記非常勤職員の募集内容は以下のとおりです。なお、下記に記載のない事項は本会規程に基づきます。

運営法人	社会福祉法人 横浜市戸塚区社会福祉協議会
就業場所	横浜市戸塚区戸塚町167-25 社会福祉法人横浜市戸塚区社会福祉協議会（福祉保健活動拠点 フレンズ戸塚） JR・市営地下鉄「戸塚駅」徒歩10分
雇用形態	非常勤職員
主な業務内容	① 日常生活自立支援事業支援員 ・福祉サービスの利用に関する相談・利用料の支払い手続きや生活費の払戻し等の金融機関の窓口での手続き等 ② 生活福祉資金相談員 ・生活福祉資金借受希望者に対する相談対応、貸付受付 等
雇用期間	年度単位で1年以内（契約更新有り）
採用上限 更新上限	採用時 : 年齢制限なし 更新時 : 満70歳まで（当該年度の3月末で終了）
勤務体制	勤務体制 : 月次シフト表による。週2回～3回 休館日 : 土日祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
勤務時間	①9時～16時（実働6時間、休憩1時間） ②9時～17時（実働7時間、休憩1時間）
休暇	年次有給休暇あり（本会非常勤職員就業規則の規定あり）
賃金 諸手当	賃金（時給）：①1120円※訪問あり・要普通免許 ②983円 諸手当 : 通勤手当、時間外手当 支給日 : 月末締め、翌月15日指定銀行口座へ振り込み
法定福利	雇用期間・週労働日数により、健康保険、介護保険、厚生年金、雇用保険に加入
その他	ワード・エクセル入力できる方 ※①は要普通免許（オートマ限定可）